

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年6月25日（平成30年（行個）諮問第107号）

答申日：平成30年9月25日（平成30年度（行個）答申第105号）

事件名：本人に係る「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年12月9日付け「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」（以下「本件不開示決定通知書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年3月29日付け金総第2215号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（以下「本件訂正請求書」という。）のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

（前略）

本文書による決定は、不開示決定を出すように、開示請求した平成28年10月24日付け保有個人情報開示請求書に対して、開示請求のあった日から30日以上たった、平成28年12月9日付けで決定をしたものである。

故意に決定を出さなかった。

平成28年10月24日付け保有個人情報開示請求書で開示請求している。

平成28年10月24日付け保有個人情報開示請求書は配達証明便（特定番号）で送って、平成28年10月26日10時22分に届いている。

開示請求のあった日は、平成28年10月27日、期限は、平成28

年11月25日である。

平成28年11月9日に受付したと受付日をねつ造している。30日以内に決定をしていない。

封筒には平成28年12月9日（金）とあるが、実際の発送は平成28年12月13日（火）である。簡易書留（特定番号）2016年12月13日14時18分引受。

平成28年12月13日に、過去の日付、平成28年12月9日付けで決定と、決定日をねつ造している。

私が開示請求したのは金融サービス利用者相談室（03-5251-6811）への録音された通話の開示。（中略）

決定は保有個人情報の名称が「大臣目安箱（03-3501-2100）への録音された通話」になっている。

大臣目安箱（03-3501-2100）へは電話をしていない。

（金総第9295号 平成28年12月9日付け）『大臣目安箱（03-3501-2100）への録音された通話（中略）』は存在しない。

金融サービス利用者相談室（03-5251-6811）への録音された通話の開示請求に対して、別の情報の不開示決定をしている。文書のねつ造・改ざんは認めることはできない。

金融庁では、金融サービス相談員が嘘をつくことで記録の改ざんを実行している。

日付により、相談回数と伝達回数が増減している。

金融サービス利用者相談室（03-5251-6811）への録音された通話を、法令等遵守調査室に記録の改ざんの証拠として提示していた。通話の保存を申し立てていた。

通話を開示せずに、証拠を隠滅している。

開示請求と異なる情報に改ざんして、不開示決定をしているが違法である。

大臣目安箱（03-3501-2100）へは電話をしていない。保有していないのは、当たり前である。

（後略）

（2）意見書

（前略）

金融庁は、情報公開・個人情報保護審査会への諮問で初めて、録音した通話を保有していない理由を説明した。

2014年3月14日、相談員Aは、録音した通話を1週間で自動的に削除していると言った。

しかし「録音した通話を1週間で自動的に削除している」ことが保有していない理由ではなかった。

金融庁は、嘘をついて騙した。

「通話を1週間で自動的に削除している」ことに関して繰り返し問い合わせをしているが一切返答がなかった。

私の相談途中に、通話した録音を破棄することは、証拠隠滅である。相談内容の一元管理にならない。

不開示決定の時点で、録音した通話を保有していない理由を回答すると、後から事実を改ざんできないので、理由を回答しなかった。

(中略)

金融庁は、実際には、開示請求の時点では、「録音した通話」を保有していた。実際は、現在でも保有している。記録の改ざんには、すべての情報を保有している必然がある。

実績管理簿と伝達を改ざんしていることが、明らかになる証拠を開示しなかった。

手続きをできなくして、故意に情報を開示できなくした犯罪である。

録音した通話を1週間で自動的に削除していることを国民に公表して、ウェブ上でも明記するように繰り返し申し立てていたが、現在に至るまで公表がない。記載をしていない。

事実確認に応じない。あらかじめ録音した通話を開示するつもりが一切ない。

金融サービス相談員があらゆる嘘をつくために、相談者に通話を録音されないようにするために、金融サービス利用者相談室（大臣目安箱も同様）において、通話を録音していると国民を騙している。

そもそも「嘘をついて騙すこと」は、相談ではない。金融サービス相談員の給与は税金である。嘘の情報を保有することは認められない。

保有している情報を開示しないことは許されない。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年3月12日付け保有個人情報訂正請求（同月13日受付）に関し、処分庁が、法30条2項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件訂正請求について

(1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」欄には、本件対象保有個人情報として「開示決定通知書の文書番号：金総第9295号 日付：平成28年12月9日開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」（本件不開示決定通知書）と記載されている。

(2) 本件訂正請求の趣旨及び理由

本件訂正請求書の「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、「開示請求に係る保有個人情報の名称の訂正を請求する。受付日と決定日の訂正を請求する。」などと記載され、さらにその詳細が本件訂正請求書の別紙に記載されている（別紙省略）。

2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由はおおむね次のとおりである。

本件訂正請求は、平成28年12月9日付け金総第9295号により、開示請求に係る保有個人情報を保有していないため、保有個人情報不開示決定を行ったものに対する請求であり、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対する請求ではなく、法27条1項各号に定める訂正請求権の要件を満たさない。

したがって、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

4 原処分の妥当性について

前記1によれば、審査請求人は、本件不開示決定通知書の記載内容を訂正するよう求めているものと解されるどころ、これは開示請求に係る保有個人情報を保有していないため不開示決定を行ったものに対する請求であり、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に対する請求ではないから、この本件不開示決定通知書の記載内容が法27条1項各号の保有個人情報に該当しないことは明らかである。

よって、本件訂正請求に係る保有個人情報については、法29条の「保有個人情報を訂正しなければならない」場合に該当するとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年6月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月23日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月6日 | 審議 |
| ⑤ 同月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件不開示決定通知書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部について訂正を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報は法27条1項各号に該当せず、したがって法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件訂正請求書のとおり訂正するよう求めていると解されるどころ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、まず、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

法27条1項は、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定しており、同項各号に規定された保有個人情報はいずれも法に基づく保有個人情報開示請求により行政機関から開示を受けたものである。

しかしながら、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報ではなく、上記1のとおり、本件不開示決定通知書の記載内容であり、法27条1項各号に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、当該情報は法27条1項各号に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子